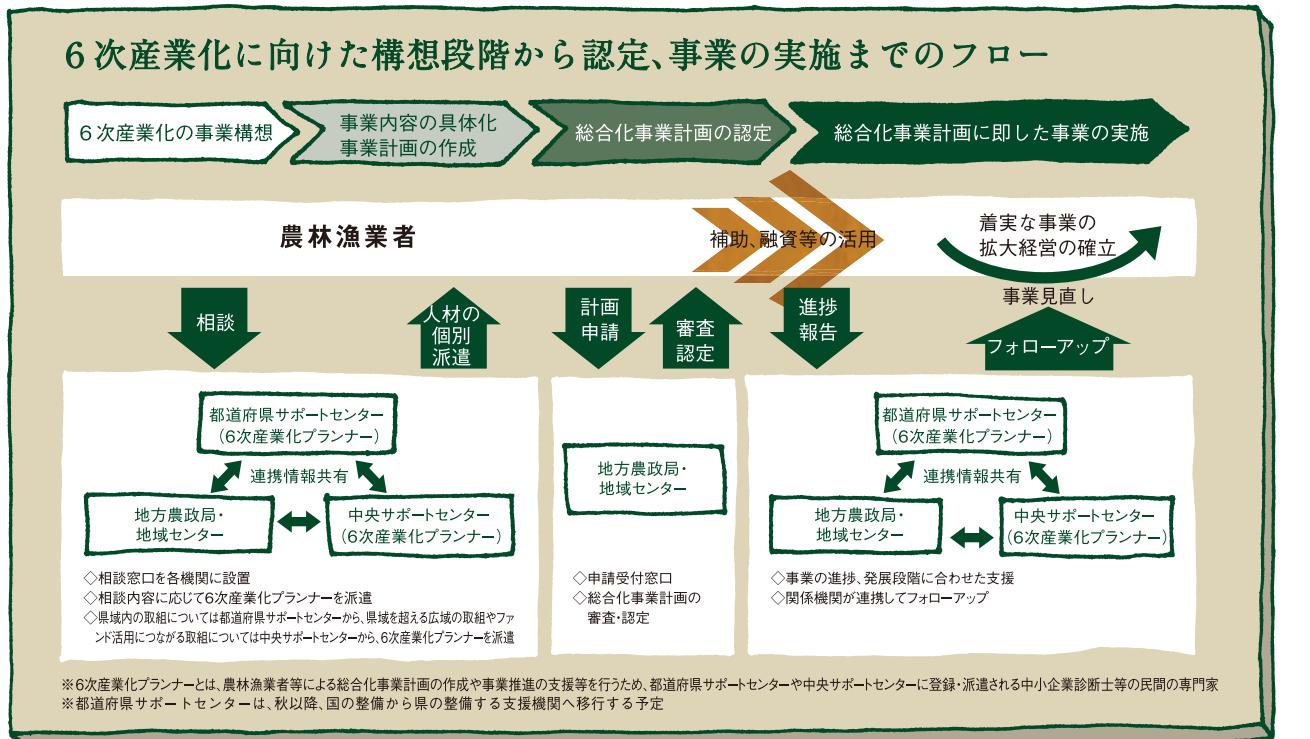


農林漁業成長産業化ファンドを活用するためには、 六次産業化・地産地消法に基づく総合化事業計画の認定が必要です。

農山漁村には、有形無形の豊富な様々な資源「地域資源」（農林水産物、バイオマス、自然エネルギー、風景・伝統文化など）に溢れています。6次産業化とは、それら「地域資源」を有効に活用し、農山漁村に雇用と所得を確保し、地域活力の向上を図るため、農林漁業生産と加工・販売の一体化による付加価値の拡大や、地域資源を活用した新たな産業の創出を促進することです。こうした経営の多角化（6次産業化）の取組に対し、様々な支援策が準備されています。



六次産業化・地産地消法に基づき、総合化事業計画等が認定された場合、
資金援助や人的なサポートなどの支援策を準備しています。

【六次産業化・地産地消法に基づく各種法律の特例措置】

- 農林漁業者等向けの無利子融資資金（農業改良資金）の貸付対象者の農林漁業者等以外（促進事業者）への拡大及び償還期限・据置期間の延長（償還期限：10年→12年、据置期間：3年→5年）（農業改良資金通法等）
- 産地リレーによる野菜の契約取引の交付金対象産地を拡大（野菜生産出荷安定法）
- 直売施設等を建築する際の農地転用等の手続を簡素化（農地法、酪肉振興法）
- 市街化調整区域内で施設整備（開発行為）を行う場合の審査手続きを簡素化（都市計画法）
- 食品の加工・販売に関する資金を債務保証の対象に追加（食品流通構造改善促進法）

【事業者の取り組みに対する資金援助】

■融資

- 農林漁業者向け無利子融資資金（農業改良資金）の貸付（上限額：個人5千万円、法人・団体1億5千万円）
- 短期運転資金（スーパーS資金）の貸付（上限額：個人1千万円、法人4千万円、金利1.5%（平成25年8月19日現在））

■補助

- 新商品開発、販路開拓等に対する補助の補助率をさ上げ（通常1/2→認定者2/3）
 - ★新商品開発に向けた試作品の製造に関する機器のレンタル・リース料や市場評価の実施、販路開拓に向けた商談会への出展、パンフレットの作成費等を支援
- 新たな加工・販売等へ取り組む場合に必要な施設整備に対する補助（補助率1/2）
 - ★実施主体を六次産業化・地産地消法又は農商工等連携促進法の認定を受けた民間団体等に限定

■出資

- 農林漁業成長産業化ファンドからの出資（上限額：新たに設立する合弁事業体の資本金の1/2）

■その他

- 農林水産省のホームページ（本省及び各地方農政局等）において認定事業者名を掲載・公表、広報誌、メルマガ等の広報媒体への掲載、認定事業者向けの仲間づくり、研修会の開催、情報提供等